

具体例

《申請が可能な場合の一例》

年月日	所有者	土地・家屋の状況
A 年 1 月 1 日	課税 太郎	住宅用地として課税される
A 年 10 月 15 日	課税 太郎	建っていた家屋を取り壊し新築の建設を開始する。
A+1 年 1 月 1 日	課税 太郎	新築家屋の建設途中のため非住宅用地の扱いとなる
A+1 年 3 月 15 日	課税 太郎	新築家屋が完成する【※2】

年月日	所有者	土地・家屋の状況
A 年 1 月 1 日	課税 太郎	住宅用地として課税される
A 年 6 月 30 日	課税 一郎	子：一郎に太郎から相続による所有権移転が行われる【※1】
A 年 10 月 15 日	課税 一郎	建っていた家屋を取り壊し新築の建設を開始する。
A+1 年 1 月 1 日	課税 一郎	新築家屋の建設途中のため非住宅用地の扱いとなる
A+1 年 3 月 15 日	課税 一郎	新築家屋が完成する【※2】

【※1】 所有者は変わっているが子（直系尊属）のため同一とみなす。

【※2】 A+1年1月1日時点で建て替え中だがA+2年の1月1日までに完成した

《申請ができない場合の一例》

年月日	所有者	土地・家屋の状況
A 年 1 月 1 日	課税 太郎	住宅用地として課税される
A 年 6 月 30 日	(株)固定不動産	売買による所有権移転が行われる【※1】
A 年 10 月 15 日	(株)固定不動産	建っていた家屋を取り壊し新築の建設を開始する。【※1】
A+1 年 1 月 1 日	(株)固定不動産	新築家屋の建設途中のため非住宅用地の扱いとなる
A+1 年 3 月 15 日	(株)固定不動産	新築家屋が完成する

【※1】 建て替えを行った者（株固定不動産）がA年の所有者（課税 太郎）と別人格になるため適用できない